令和７年（2025年）３月

長野労働局登録番号第４号（有効期間2026年3月30日）

　林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部長

**木材加工用機械作業主任者技能講習　実施要領**

**１　講習の趣旨、受講資格及び定員**

1. この作業主任者技能講習は、労働安全衛生法第14条の規定に基づいて、林業・木材製造業労災防止協会長野県支部が長野労働局の登録教習機関（登録番号第４号（有効期間2024年3月30日））として、木材加工用機械作業主任者の養成を行うものです。
2. 木材加工用機械作業主任者が必要とされるのは、木材加工用機械（丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）を５台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には３台以上）使用する事業場です。

受講資格は、次の何れかに該当する者となっています。

* 1. 木材加工用機械による作業に３年以上従事した経験を有する者

② 次の職業訓練を修了した後、２年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者

ア 職業能力開発促進法（旧職業訓練法を含む。）に規定する普通職業訓練及び養成訓練のうち、製材機械整備科、木造建築科、枠組壁建築科、建築科、木工科、木型科、製材科、合板製造科、室内造形科の訓練を修了した者、又は、高度職業訓練のうち、建築科、住居環境科、インテリア科の訓練を修了した者

イ 職業能力開発促進法に規定する指導員訓練のうち、建築指導科、建築専攻、建築システム工学科、建築工学科、造形工学科、建築科、木材加工科の訓練を修了した者

　上記の経験年数は「事業主証明」により、また、②の訓練修了者は、当該訓練を終了した

旨の証明書により担保します。

　　なお、免許証や修了書等、既に取得されている資格により、講習時間及び受講料の一部免除される方がいますので、申請の際にご確認ください。

（３）定員は、３０名です。

**２　受講申込みと申込み手続き**

別紙の「受講申込書」に所要事項を記載し、**受講料を添えて、下記の分会へ申し込んで下さい。**

なお、受講申込の場合、次のことに注意して下さい。

（１）受講資格（１頁（２）①）の経験年数については、「受講申込書」の「事業主の証明」欄にその証明を受けて下さい。

（２）受講資格が１頁（２）②に該当する者（経験年数が２年以上）については、「事業主の証明」に併せて当該訓練を修了した旨の証明書コピーを必ず添付して下さい。

（３）受講科目の一部免除（後記５参照）を申請する場合は、当該資格を有することを証する書面を必ず添付して下さい。

**分会所在地**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分会名 | 所　　　　　在　　　　　地 | 電　話　番　号 |
| 松　本 | 松本市島立996（松筑建設会館内）松筑木材協同組合内 | (0263)47-7466 |
| 木　曽 | 木曾郡上松町荻原1579-3　　 木曽木材工業協同組合内 | (0264)52-5500 |
| 長　野 | 長野市稲葉字上千田沖134-2　 長野森林組合内 | (026)217-8822 |
| 諏　訪 | 諏訪市城南1-2548　　　　　　諏訪木材協同組合内 | (0266)52-2468 |
| 上　田 | 上田市芳田1818-1　　　　 　上小木材協同組合内 | (0268)35-1400 |
| 飯　田 | 飯田市常盤町30　　　　　　 飯伊森林組合内 | (0265)22-2845 |
| 中　野 | 飯山市静間383-14（2階）　 　高水木材協同組合内 | (0269)67-0553 |
| 小　諸 | 小諸市平原四ツ谷原967-7 　 北佐久木材協同組合内 | (0267)22-2210 |
| 伊　那 | 伊那市山寺274-1 　　　　 　 上伊那木材協同組合内 | (0265)72-2165 |
| 大　町 | 大町市平10788-1　　　　　 北アルプス森林組合内 | (0261)22-0711 |

注　上記分会のうち、諏訪は「火・水・金」、中野は「月・木」の9時～16時に、伊那

　は9時～15時、大町は「月・水・金の午後」に申込みをお願いします。

**３　講習日時及び場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講　習　日 | 時　　　間 | 場　　　　　　　　所 |
| **令和7年8月21日（木）**  **～8月22日（金）** | 8：30～  17：30 | 塩尻市片丘南唐沢6342-4  長野県総合教育センター |

※本講習の問合せは林災防長野県支部へ　(TEL 026-227-0327）

**４　受　 講料**（テキスト代2,200円、消費税含む）

一般　受講料：１７，０００円　（一部免除(13時間)者は、１２，０００円。）

会員　受講料：１５，０００円　（一部免除(13時間)者は、１１，０００円。）

（会員は、2,000円、一部免除(13時間)者は、1,000円を協会で負担します。）

※欠席した場合、納入した受講料は原則として返金いたしません。

**５　講習内容と時間割表**

８月２１日（１日目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程 | 時　　間 | 内　　　　　　　　　　　　容 |
| １日 目 | 8:15～ 8:30 | （受 付） |
| 8:30～ 8:35 | 【 開 講 式 】 |
| 8:35～12:05 | ①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 |
| 12:05～12:45 | （休憩・昼食） |
| 12:45～15:25 | ①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 |
| 15:25～15:30 | （休 憩） |
| 15:30～17:30 | * 1. 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 |

８月２２日（２日目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程 | 時　　間 | 内　　　　　　　　　　　　容 |
| ２日 目 | 8:15～ 8:30 | （受 付） |
| 8:30～12:05 | ③木材加工用機械作業の方法に関する知識 |
| 12:05～12:45 | （休憩・昼食） |
| 12:45～14:15 | ③木材加工用機械作業の方法に関する知識 |
| 14:15～14:20 | （休 憩） |
| 14:20～16:20 | ④労働安全衛生法等関係法令等 |
| 16:25～17:25 | 【 修 了 試 験 】 |
| 17:25～17:30 | （休 憩） |
| 17:30～ | 【 修 了 式 】 |

1. 集合時間　①免除者は1日目15時　①②③免除者は2日目13時
2. 時間は若干変更する場合があります。

**６　講習科目の一部免除**

次に掲げる者は、上記５の「科目」欄の①②③のうち、指定した科目の免除を受けることができます。

（１）製材安全士の資格を有する者は、①の科目（６時間）が免除されます。

（２）受講資格が１頁１(2)②アに該当する者は、①②③の科目（１３時間）が免除されます。

（３）職業能力開発促進法施行令別表に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作（一部実技試験の限定有）又は建築大工に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、①②③の科目（１３時間）が免除されます。

（４）職業能力開発促進法第２８条第１項に規定する免許職種のうち、製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は合板科の職種に係る職業指導員免許を受けた者については、①②③の科目（１３時間）が免除されます。

**７　修了試験と修了証の交付**

技能講習の所定の時間を受講した者については、最終日に修了試験を行い、この試験に合格した者に対し、修了証を交付します。

**８　受講票の送付等**

申込者に対しては、受講票によって受講日時、場所をお知らせいたします。

**９　その他**

（１） 講習日当日に発熱症状（咳、咽頭痛の症状の人含む）の方は受講を控えて下さい。

（２）講習会当日の昼食斡旋はしませんので、ご自分でご用意下さい。